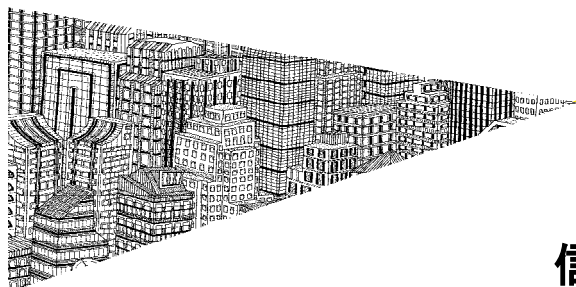


# ニュースレター

## 2012年2月



### 信用サービスに関する付加価値税（VAT）

金融・信用組織ではない形式の事業者による貸付け利息は VAT の対象に属します。

これは 2012 年 02 月 04 日付け政府官房の Official Letter 608/VPCP-KTTH (OL 608) に記載されました。

OL 608 により、信用組織法に従う「信用サービス」活動のみは VAT の対象外に属します。信用機能を有しない経済組織の信用活動は政府により奨励されていないので、VAT が課税されます。

上記の規定が適用される場合、信用機能を有しない国内事業者が信用活動を行なった際に、貸付ローン利息に対する VAT の計算を行い、VAT インボイスの発行をしなければなりません。

海外事業者が国内事業者に貸付けを行う場合、現行の外国契約者税に関する規則により、当該ローン利息は法人所得税のみが課税となっています。しかし、OL608 により、ローン利息は VAT の課税対象となります。

新たなガイダンスを遵守するために、各事業者は財務省の最新の税務情報を把握する必要があります。

本 OL に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

#### 要約

- ▶ 金融・信用組織ではない事業者のローンは VAT が課税されます。

このルールが適用される場合、信用機能を有しない事業者は信用サービスが発生した際に、ローン利息に対する VAT を計算し、VAT インボイスを発行しなければなりません。

外国契約者税に関する規則により、海外事業者はローン利息に対する法人所得税に追加して、VAT を納付する必要があります。

## お問い合わせ先

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** シニア・マネージャー  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Ronelle Acheron** シニア・マネージャー  
[ronelle.acheron@vn.ey.com](mailto:ronelle.acheron@vn.ey.com)

**Bernard U. Cobarrubias** シニア・マネージャー  
[bernard.cobarrubias@vn.ey.com](mailto:bernard.cobarrubias@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** シニア・マネージャー  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**小野瀬 貴久** 日系企業担当マネージャー  
[Takahisa.Onose@vn.ey.com](mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com)

Ernst & Young  
Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

**アーンスト・アンド・ヤングについて**  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万1,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。  
アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000214

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)